

# 沼津市議会

## 業務継続計画(議会 BCP)

令和8年6月26日 議会運営委員会決定

令和8年6月26日 議長決裁

×E



# 目次

1 目的 .....	2
2 行動指針 .....	3
(1)大規模災害時の議会の行動指針 .....	3
(2)大規模災害時の議員の行動指針 .....	3
(3)パンデミック時の議会・議員の行動指針 .....	3
3 議会 BCP が対象とする災害等 .....	4
4 基本的な災害対応の流れ .....	5
5 議員の行動の優先順位 .....	6
6 議長に事故あるとき .....	6
7 市庁舎及び議会棟が使用できないとき .....	7
8 発災時の業務 .....	7
(1)初動期(大規模災害発生から概ね 24 時間が経過するまで)の業務行動 .....	8
(2)初動期経過後7日以内の行動基準 .....	9
(3)7日以降、議会が通常の機能を回復するまでの行動基準 .....	10
(4)パンデミック時の行動基準(災害対策本部が立ち上がった場合) .....	11
9 防災訓練 .....	12
(1)安否確認メール訓練の実施 .....	12
(2)情報連絡訓練の実施 .....	12
10 日頃の防災対策 .....	12
安否確認報告優先順位 .....	13
<参考:令和2年コロナウイルス対応> .....	14
議会棟3階 避難経路(地震・津波・火災時) .....	15
大規模災害時対応フロー .....	16

※この計画に変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

# 沼津市議会業務継続計画(議会 BCP)

## 1 目的

---

市では、平成 25 年度に東海地震や東南海・南海地震の発生を想定し、市民の生命、生活および財産の保護を図るために災害発生時に優先して遂行する業務とその対応手段を定め、かつ復旧を迅速・円滑に進めることを目的とした「沼津市業務継続計画地震・津波対策編」(BCP)を策定した。

市議会においても、大規模災害時に、議事機関としての議会本来の機能を維持するため、議員はその責任を自覚し行動する必要がある。

その他、未知のウイルス等によるパンデミックなど、感染拡大を防ぐための在宅ワークやオンライン会議など新しい業務のあり方も広がっている。

このため、市議会は、大規模災害やパンデミックなど緊急時においても議会機能を維持するために、災害時における議員の行動指針、体制等について沼津市議会業務継続計画(以下「議会 BCP」という。)を定める。

## 2 行動指針

---

### (1)大規模災害時の議会の行動指針

議会は、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する。

### (2)大規模災害時の議員の行動指針

議員は、次のように行動する。

- ◆ 地区自主防災組織と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたる。
- ◆ 避難所支援など、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- ◆ 被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長に情報を提供する。
- ◆ 沼津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の担当職員がその業務に専念できるように、議員は十分に配慮する。
- ◆ 市民に対し、知り得た正確な災害情報を、積極的かつ適切に提供する。

### (3)パンデミック時の議会・議員の行動指針

感染症対策は、感染症の種類により異なる対応が必要となる。初期段階において、それぞれの感染症において示される関係機関からのガイドライン等に基づき、感染拡大を防ぐための基本的な取り扱いに加え、必要な対処をしていく。

議長の指示のもと情報収集を行い、議会の開催方法、議員の行動について定めることで、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する。

### 3 議会 BCP が対象とする災害等

---

対象とする災害の判断基準は、以下のとおりとする。なお、本計画ではこれら災害等について『大規模災害』と称する。

- ① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ② 大津波警報が発表されたとき
- ③ 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき
- ④ 東海地震に関する「警戒宣言」が発表されたとき
- ⑤ レベル5(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮)特別警報、暴風・暴風雪・大雪の各特別警報のいずれかが発表されたとき
- ⑥ 大規模(災害救助法適用の2割)な災害が発生したとき
- ⑦ 噴火警戒レベル5の噴火警報が発表されたとき
- ⑧ その他重大な災害、テロ、感染症などの危機事象及び突発的災害※が発生し、災害対策本部が設置されたとき

※突発的災害:航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故、大規模事故(道路・鉄道)

## 4 基本的な災害対応の流れ

---

### ① 沼津市災害対策本部 設置(当局側)

議会事務局長が災害対策本部の構成員として、市全体の情報を議会と共有するパイプ役となる。

### ② 沼津市議会内情報本部 設置

議会 BCP が対象とする災害等が発生、または災害等の発生が予測され、議長が必要と認めるとき、議長は、議長・副議長・議会事務局職員で構成される「沼津市議会内情報本部(以下「議会内情報本部」という。)」を設置し、次の業務を行う。

- ◇ 議会事務局長を通じて市の災害対策本部との情報共有を図る。
- ◇ 必要な情報は速やかに議員へ連絡し、必要に応じて協議等を行う。
- ◇ 災害対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう配慮する。
- ◇ 議事機関としての機能を維持するために必要な業務を優先して行う。
- ◇ 必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整備する。

### ③ 議会運営委員会・全員協議会の開催

発災後概ね7日(休日を含む)以内に、議会運営委員会・全員協議会を開催し、次の協議等を行う。

- ◇ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。
- ◇ 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図る。
- ◇ 迅速な復旧及び復興の実現に向け、国、県、関係機関等に対し、要望活動を行う。

## 5 議員の行動の優先順位

---

会議開催中と休会中、閉会中等で対応が異なるが、基本的な行動の優先順位は次のとおりとする。

- ① 自身の安全確保・家族の安全確保
- ② 周囲の安全確認
- ③ 周囲や住居の被害状況の確認
- ④ 避難誘導(被災者があるときは救援活動)
- ⑤ 安否確認メールへの返信等(安否確認報告優先順位は13ページ)
- ⑥ 安定的な連絡方法の確保
- ⑦ 議長への状況報告
- ⑧ 地域での救援・防災活動※
- ⑨ 指示に従い全員協議会出席、非常時優先業務等

※防災活動を行うときは、その活動に支障のない安全な服装(ヘルメット、安全靴、沼津市議会のビブス着用)とする。

## 6 議長に事故あるとき

---

議会 BCP に係る意思決定について、議長に事故あるときは、次の順位で指揮する。下記の者がすべて事故あるときは、連絡の取れる者の中からふさわしい者を互選で決める。

- ① 副議長
- ② 議会運営委員会委員長
- ③ 総務経済委員会委員長

## 7 市庁舎及び議会棟が使用できないとき

---

崩壊やその危険性があるため、市庁舎及び議会棟が使用できないときは、災害対策本部と同じ建物で業務を継続することとし、つぎの順位とする。下記の建物がすべて使用できないときは、その時に使用できる建物の中から議長が決める。

- ① 駿東伊豆消防組合 沼津南消防署
- ② 市民文化センター
- ③ 市立図書館

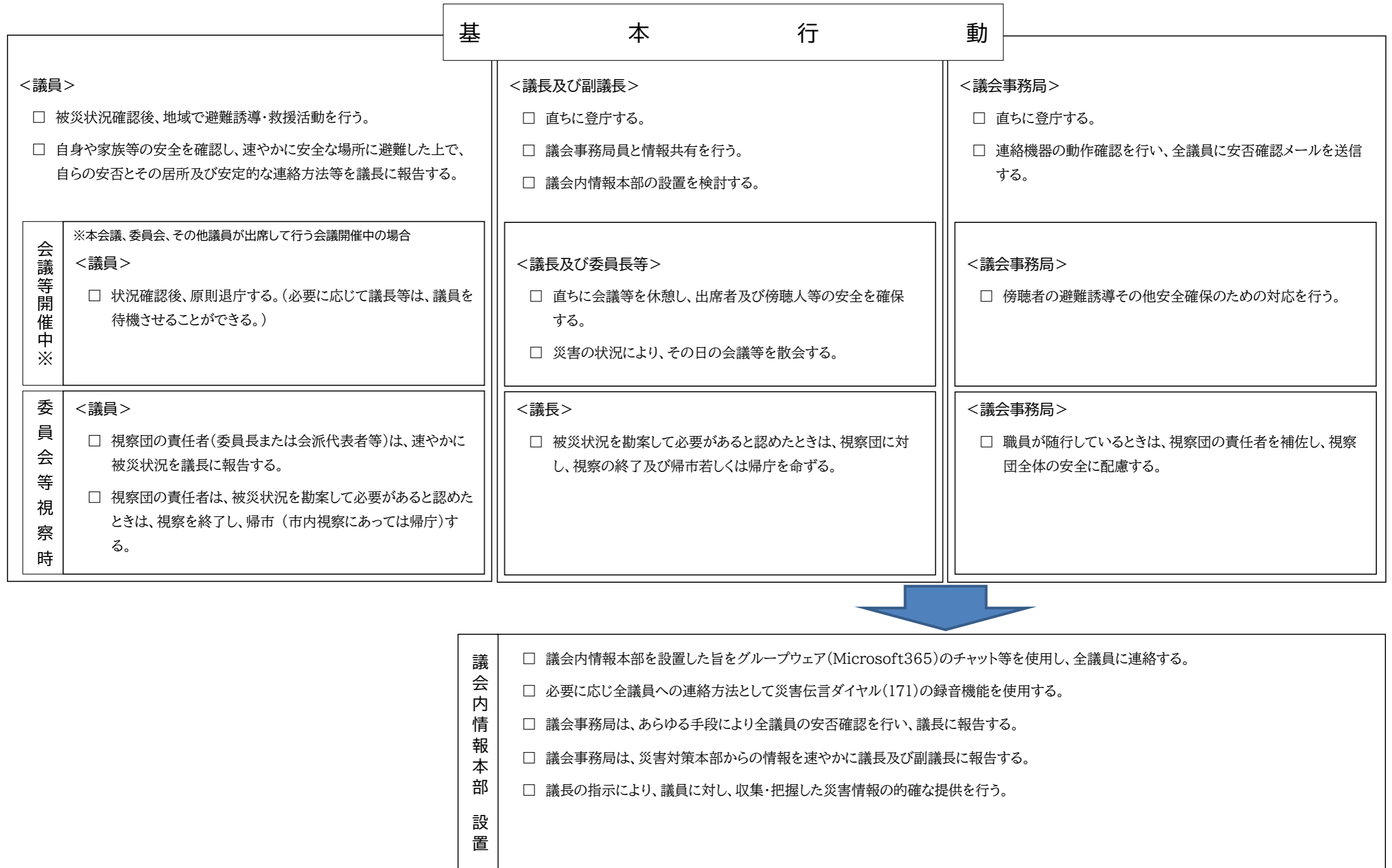
## 8 発災時の業務

---

発災時の業務行動は次の3区分により定める。

- ① 初動期(大規模災害発生から概ね24時間が経過するまで)
- ② 初動期経過後7日以内
- ③ 7日以降、議会が通常の機能を回復するまで

(1)初動期(大規模災害発生から概ね 24 時間が経過するまで)の業務行動



(2)初動期経過後7日以内の行動基準

議 会 内 情 報 本 部		
<p>&lt;議員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 議長からの指示があるまでは、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長(議会内情報本部)に情報を提供する。</li> <li><input type="checkbox"/> 市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 居所及び安定的な連絡方法等に変更が生じた場合は、その都度議長に報告する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長等から全員協議会等の開催のため指示があったときは、速やかに指示に従う。</li> </ul>	<p>&lt;議長及び副議長&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは議会内情報本部に一本化し、議会として取りまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。</li> <li>イ 各避難所における運営方法等の要望に関すること。</li> <li>ウ 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。</li> <li>エ その他、議長が必要と判断した事項。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 議会内情報本部で集約した情報を、市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧及び復興が迅速に進むよう、必要に応じて災害対策本部に対し、提案、提言及び要望する。</li> <li><input type="checkbox"/> 開議することができない場合に限り、市長から復旧・復興に必要な条例や予算等を専決処分したい旨の報告を受けることにより、専決処分を承認する。ただし、内容により開議して審議する必要があると判断した場合は、開議を待つよう市長に進言する。</li> </ul>	<p>&lt;議会事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害対策本部及び議員からの被災情報を収集・整理し、議長へ提供する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長の指示により、災害対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長の指示により、会派または議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 必要に応じて審議・調査等が行えるよう議場・委員会室の復旧、各種システムの動作確認、代替手段の検討等、議会内の体制を整備する。</li> </ul>



<p>急 施 議 会 の 開 催</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>議会運営委員会 開催</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>全員協議会 開催</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>本会議 開催</p> </div> </div>	<p>&lt;議長及び副議長&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 発災後概ね7日(休日を含む)以内に、議会運営委員会を開催する。</li> <li><input type="checkbox"/> 全員協議会を開催するにあたっては、沼津市議会全員協議会に関する内規の規定に基づき、議会運営委員会に諮る。</li> <li><input type="checkbox"/> 全員協議会への参集方法は、登庁、オンライン等、議員の状況に応じ、その時点でより良い方法を指示する。</li> <li><input type="checkbox"/> 全員協議会では、市内の復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議するため、本会議開催に向け必要な案件を協議する。</li> </ul>	<p>&lt;議会事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本会議及び委員会の再開に向け、議場・委員会室の復旧、各種システムの動作確認、復旧に向けた委託業者等との連絡調整等、議会内の体制を整備する。</li> </ul>
--	--	--	---

(3)7日以降、議会が通常の機能を回復するまでの行動基準

議 会 内 情 報 本 部	
<p>&lt;議員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 議長からの指示があるまでは、初動期から引き続き地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長(議会内情報本部)に情報を提供する。</li> <li><input type="checkbox"/> 市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供する。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 居所及び安定的な連絡方法等に変更が生じた場合は、その都度議長に報告する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議長等から参集等の指示があったときは、速やかに指示に従う。</li> </ul>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;議長及び副議長&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 迅速な復旧及び復興の実現に向け、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。</li> <li><input type="checkbox"/> 初動期からの業務を継続して行うとともに、早急に通常の議会機能が回復できるよう努める。</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;議会事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市民への議会情報の発信のため、報道機関の取材・問い合わせへの対応、市議会ホームページの復旧・再開に向けた準備を行う。</li> </ul> </div> </div>



議 会 内 情 報 本 部  解 散	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通常の議会機能が回復できたと判断した場合には、議会内情報本部を解散する。</li> </ul>
---	---

(4)パンデミック時の行動基準(災害対策本部が立ち上がった場合)

<p>&lt;議員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人及び同居家族等の健康状態や医師の診断状況等、必要な情報を把握する。</li> <li><input type="checkbox"/> 感染拡大防止のため、会議、委員会等に出席できないときは、当日の開議時刻までに議長へ欠席を届け出る。</li> <li><input type="checkbox"/> オンラインによる委員会、協議の場への出席を希望する場合は、その旨議会事務局に申し出て、指示を仰ぐ。</li> <li><input type="checkbox"/> 不要不急の外出・登庁は控え、自身の健康観察を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 市民からの要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長(議会内情報本部)に情報を提供する。</li> </ul>	<p>&lt;議長及び副議長&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 電話・メール等により議会事務局と調整を行い、必要に応じて登庁する。</li> <li><input type="checkbox"/> 議会事務局から報告される災害対策本部の状況に応じて議会内情報本部の設置を判断、決定する。</li> </ul>	<p>&lt;議会事務局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 直ちに登庁する。</li> </ul>
<p>議 会 内 情 報 本 部 設 置</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> パンデミック下においても議会機能を維持するために、関係機関からのガイドライン等に基づき、以下のような基本的な取り扱いについて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 速やかに議会内情報本部を設置した旨をグループウェア(Microsoft365)のチャット等を使用し、全議員に連絡する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> パンデミック下においても議会機能を維持するために、関係機関からのガイドライン等に基づき、以下のような基本的な取り扱いについて検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員及び議員の家族、事務局職員に感染症罹患患者、疑い者が発生した際の対応方針</li> <li>・議場、委員会室、傍聴席への入場ルール作成</li> <li>・感染拡大防止策(消毒液、非接触型体温計等の設置等)</li> <li>・市の感染症拡大防止に資する事業実施のための、臨時会の開催や会期の短縮などの対応</li> <li>・会議の実施方法(質問者数の制限、文書による質問等)の検討</li> <li>・臨時会、定例会中の会議、委員会出席者の感染防止対策</li> <li>・オンラインによる委員会、全員協議会の実施</li> <li>・議員、議会事務局職員の勤務体制の見直し(当番制等)</li> <li>・本市への行政視察受入れ、会派での行政視察の自粛</li> <li>・市民への議会情報の発信のため、報道機関への投げ込み、取材対応、市議会ホームページへの掲載などの周知</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 検討結果を議会運営委員会等で諮り、速やかに全議員に周知する。</li> </ul>	

## 9 防災訓練

---

大規模災害が発生した場合において本計画を効果的に運用するため、年間を通じて実践的な訓練を実施する。なお、訓練内容については議長に一任する。

### (1) 安否確認メール訓練の実施

議員から議長への安否報告優先順位1位である、安否確認メールの訓練を概ね5月から6月に1回と、市内で実施される総合防災訓練、地域防災訓練に合わせ行う。

### (2) 情報連絡訓練の実施

議員から議長への安否報告優先順位2位である、グループウェアのチャット等を使用した情報連絡訓練を必要に応じて行う。

## 10 日頃の防災対策

---

有事の際、議員としてその責務を全うするためには、日頃から災害に対する準備を意識しておく必要がある。

発災後に持ち出すものとして、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具等を準備し、個人用として3日分の食料、飲料水も確保する。

また、自身のスマートフォンやタブレット端末等、議会事務局と連絡が取れる手段を確保するとともに、予備の充電機等の電源を確保する。

参集時、道路事情により自動車が使用できないことも予想されることから、必要に応じて自転車やバイク等、代替手段を想定しておく。

## 安否確認報告優先順位

1. 安否確認メール
2. グループウェア(Microsoft365)内に設置する情報連絡チャット等
3. メール、FAX
4. 電話連絡
5. 上記(1から4)が不可能な場合は、災害伝言ダイヤル(171)

### ■沼津市議会事務局

(メールアドレス)      gikai-jim@city.numazu.lg.jp

(FAX)                    055-931-1226

(直通電話)              055-934-4711

### ■災害伝言ダイヤル(171)

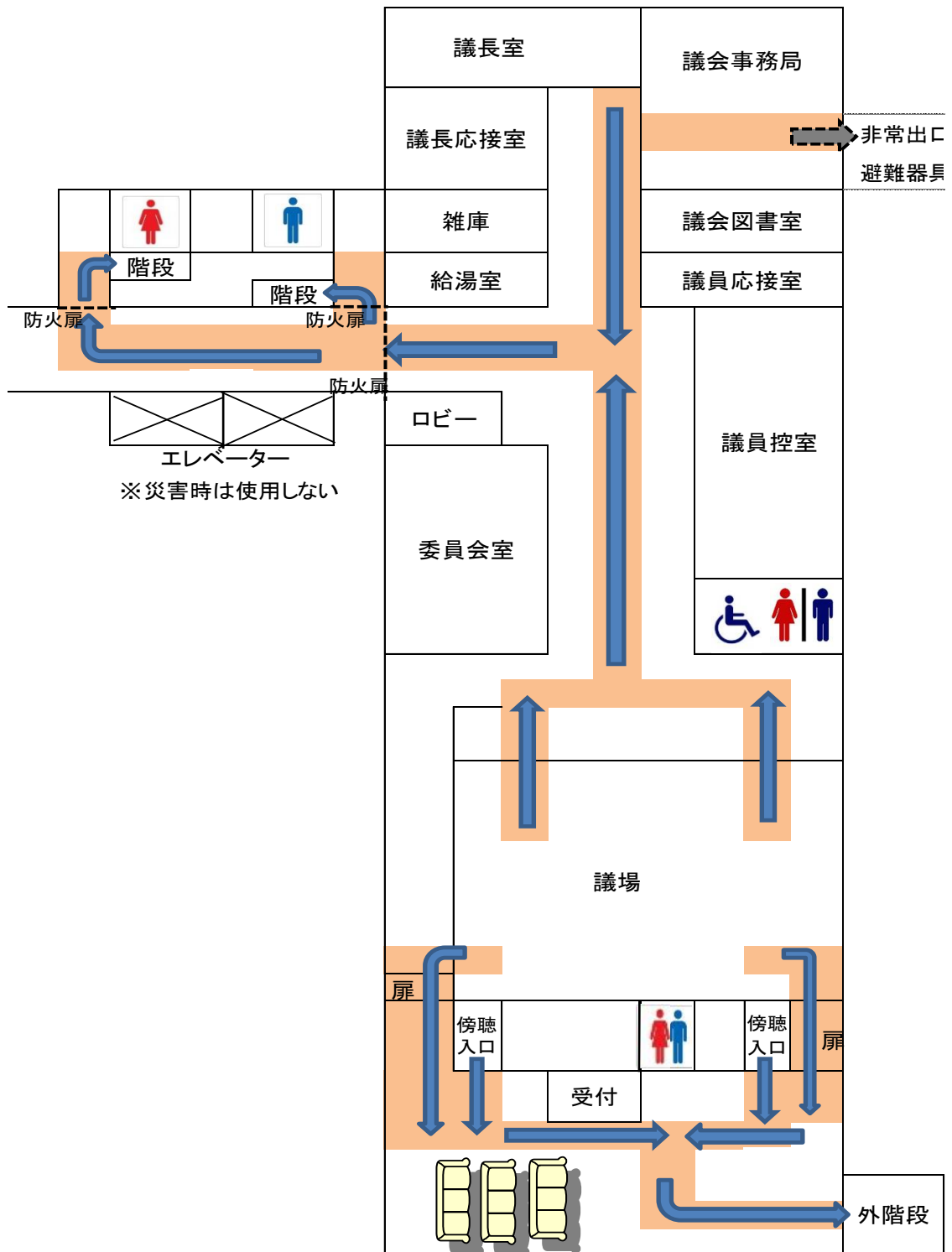
1. 「171」をダイヤル
2. 録音(1)を選ぶ (再生は(2))
3. 055-934-4711を入力
4. 「1」「#」を押して、ガイダンスを聞いた後、録音
5. 「9」「#」を押して録音を終了する
6. 自動で終話する

<参考:令和2年コロナウイルス対応>

新型コロナウイルス感染症(COVID-19):2020年(令和2年)2月1日指定感染症。おもな症状は、発熱、咳、咳以外の急性呼吸器症状、重篤な肺炎。飛沫感染・接触感染を主とする。潜伏期間は1~14日(5日間が最も多い)。症状は1週間前後持続。4月7日、大都市圏で緊急事態宣言発出。4月16日全国で緊急事態宣言発出。5月14日静岡県緊急事態宣言対象区域から除外。6月接触確認アプリCOCOA運用開始。

議場、委員会室、傍聴席への入場について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、消毒の励行</li> <li>・せきエチケットの徹底</li> <li>・マスク着用の推奨 など</li> <li>・傍聴は自粛を呼びかけ</li> </ul>	<p>→関係者へ通知</p> <p>→HP掲載</p>
本市への行政視察の受け入れについて	視察の受け入れを控える	→HP掲載
会派での行政視察の実施について	会派等の視察の自粛	
政務活動費の取り扱い	<p>政務活動費の前期分を請求しない</p> <p>会派代表者から議長へ申し入れ</p> <p>→同日市長へ文書手渡し</p>	
議員及び議員の家族、事務局職員に感染症罹患者、疑い者が発生した際の対応を検討	感染者等が発生した際の連絡網、対応をまとめ。 →基本的に厚労省のモデルケースに沿って対応	
沼津市議会が一枚岩となった対応	早急な感染症拡大防止に資するため、予算の専決や臨時議会の開催にあたり会期短縮など市議会として柔軟な対応をしていく。 →議員によびかけ	
議員の感染拡大防止にかかる対応の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が感染した際の指揮権の確認</li> <li>・不要不急な登庁をさけることを決定</li> <li>・4月の常任委員会、特別委員会、だより編集委員会の開催方法を検討(ZOOMを使用した会議も実施)</li> </ul>	
会派代表者を通じ、平日10時から15時に2名の議員が登庁し、当局に対する対応を促した。	平日で2名体制の登庁を実施(2週間ほど)	
6月定例会の開催	一般質問について、各会派から1名が行うよう要請	
臨時会、定例会における感染防止対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議席の変更(一つ空け)</li> <li>・当局出席者の調整(関係部長のみ出席)</li> <li>・検温の実施(体調不良の際には登庁しない)</li> <li>・議場等入場時のマスク着用</li> <li>・本会議開催時の議場のとびら開放</li> <li>・会議が長時間に及ぶ際の休憩(1時間おき)</li> <li>・議場、委員会室等への消毒用アルコール設置</li> <li>・議場演壇に水差し、おしぼりをおかない</li> </ul>	

### 3階 避難経路 (地震・津波・火災時)



# 大規模災害時対応フロー



市長は、災害対策本部を設置(議会事務局長が本部役員として出席)

【初動期(災害発生から概ね24時間が経過するまで)】

議会内情報本部	議員
<p>全議員が登庁している場合は省略</p> <p>安否確認メール送信</p>	<p>会議開催中の場合、議員は状況確認後、原則退庁</p> <p>返信</p>
<p>議会内情報本部の設置</p> <p>情報連絡チャット等の設置→設置を報告</p>	<p>※自身の居所と連絡方法が確立したとき、または安否確認メールが届かないときは、次の優先順位のとおりに自ら議会事務局へ報告する。</p> <p>1.チャット等への報告</p> <p>2.メール、FAX</p> <p>3.電話</p> <p>4.災害伝言ダイヤル 171</p>
<p>※議員からの安否連絡がない場合、次の方法により議員へ安否確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話</li> <li>・災害時・緊急時の議員連絡用メール</li> <li>・FAX 等</li> </ul>	

【初動期経過後 7 日以内】

- ・自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立
- ・地域における被災者の安全確保や避難地、避難所への誘導等に協力
- ・地域の被災情報や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて議会内情報本部に伝達
- ・指示により参集・オンライン 議会運営委員会を経て、全員協議会 又は議会の開催